

NPO法人制度の平成25年度税制改正に関する要望書

2012年8月9日

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

皆様には、NPO・市民活動への理解をいただき、その発展のためにご尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

2001年10月1日から、認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）がスタートして、既に約11年が経過しました。この制度は、市民や企業が、NPO法人にいつそう寄附しやすくするよう税制上の支援を行うもので、日本社会において重要性を増すNPO活動を発展させていくために極めて重要な制度であると、期待しているところです。

昨年度は、**寄附金税額控除や新しいパブリック・サポート・テスト（絶対値基準：3千円以上の寄附者が年平均100人以上）などの「新寄附税制」及び、認定機関の地方移管や「仮認定制度」導入などの「改正NPO法（特定非営利活動促進法）」という歴史的な二大改正を実現**していただき、心から深く御礼申し上げます。

昨年2011年は、東日本大震災を受けた寄附の広がりや報道量、寄附金額など様々な面で、「寄附元年」だったと言えます。実際に、**国民の約8割が義援金や支援金の寄附を行い**（株式会社インテージ調査 他）、1世帯当たりの平均寄附額は6,551円（総務省 家計調査）と昨年の1.7倍、**企業の寄附は約7000億円**（国税庁 会社標本調査）と**昨年の3割増と大幅に増加**しました。

こうした寄附の盛り上がりを定着させ、国民が官に依存せず、お互いに助け合い・支え合いながら、社会参画を実現していくためには、日本の寄附文化を飛躍的に発展させる必要があります。ぜひ一層の寄附税制の拡充をお願いいたします。

また、改正NPO法は今年4月1日に施行されましたが、**全国での普及が遅れており、施行後2カ月間での申請件数は、全国でまだ「22法人（認定申請：16件、仮認定申請：6件）」と非常に低調**です。円滑な施行と新制度の普及に向けた問題が発生しております。緊急の制度一部修正か、弾力的な運用を行うなどの運用改善をお願いいたします。

その他、皆様のご尽力で実現した画期的な改正の効果を、より一層高めるため、また、東日本大震災をはじめ、災害時におけるNPO法人の救援・復興活動を支援するため、ぜひ以下の事項を実現していただきたく、要望をいたします。

平成25年度税制改正要望【要望事項 概要】

● 大規模災害時における寄附税制拡充の制度化

1. 東日本大震災で新設された、救援・復興活動を行う認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度を、今後の大規模災害発生時にも迅速に発動できるよう法人税法を改正すること
2. 東日本大震災で新設された認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度について、自治体からの条例個別指定（4号指定）を受ければ適用するなど適用拡充を行い、適用期限も現行から5年間延長すること

● 寄附税制の拡充等

3. 寄附金控除において年末調整での適用を認め、適用下限額を撤廃し、繰り越し控除制度を導入するなど個人向け寄附税制をより一層拡充すること
4. 法人寄附金の損金算入限度額を所得の10%までに引き上げ、現物寄附は全額損金算入可能にするなど法人向け寄附税制をより一層拡充すること

● 認定 NPO 法人制度の改善

5. 改正 NPO 法に基づく、新しい認定 NPO 法人制度において、仮認定申請の経過措置を3年間延長する他、運用の改善を行うこと

● NPO 法人税制の改善

6. 消費税の増税にあたっては、NPO 法人に十分な配慮を行うこと
7. 「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

● その他の寄附税制の拡充等

8. 認定 NPO 法人への不動産等の寄附は、みなし譲渡所得課税を自動的に適用除外とすること
9. 寄附した相続財産の特例について、適用除外時の課税先を寄附先法人とすること
10. 受取利子・配当等の源泉税は、公益社団・財団法人と同様に非課税とすること
11. 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）税制の拡充を行うこと
12. 地方税においては、用途により不動産取得税・固定資産税は非課税とすること

【要望事項】

● 大規模災害時における寄附税制拡充の制度化

1. 東日本大震災で新設された、救援・復興活動を行う認定 NPO 法人等向け指定寄附金の仕組みを、今後の大規模災害発生時にも迅速に発動できるよう法人税法の改正を行うこと

(所得税・個人住民税・法人税)

- 今後の大規模災害発生時（例えば激甚災害指定時）に、救援・支援活動を行う認定・仮認定 NPO 法人や公益社団・財団法人等に対する指定寄附金制度を迅速に発動できるよう法人税法を改正する（法人税法 37 条第 3 項二号ロに「災害救援」を追加する）

【理由】

東日本大震災を受けて、震災特例税制（第 1 弾）の一環として新設された「被災者支援活動を行う認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度（(平成 23 年 3 月 15 日財務省告示第 84 号本文第 2 号)）」は、20 法人弱が活用しており、その強力な寄附促進効果から認定 NPO 法人の評価も高いものがあります。しかし、制度創設までに 2 ヶ月弱を要したことや遡及適用ができないこと等に改善を求める声もあります。

さらに日本は自然災害が非常に多い国であり、近い将来、再び東日本大震災レベルの大規模災害が発生する可能性も十分に考えられます。そこで、大規模災害発生時の寄附促進を素早く行うため、上記項目の実現をお願いいたします。

【参考】東日本大震災の被災者支援活動を自ら行う認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度

対象	認定 NPO 法人等、公益社団・財団法人
手続き	所轄国税局長の確認を経て、適用。今年 4 月以降は、所轄庁の確認を経て、適用
実績	認定 NPO 法人においては 17 法人（平成 24 年 8 月 1 日現在）
効果	個人：単なる認定だけなら所得金額の 40%まで控除対象 ⇒指定を受けると控除上限額は 2 倍（80%）まで引き上げ 法人：単なる認定だけなら、損金算入限度率は所得の約 3%程度 ⇒指定を受けると寄附金額の全額を損金算入可能（限度額なし）

【改正要望事項】法人税法第三十七条（寄附金の損金不算入）の第 3 項（一部抜粋）に「災害救援」（下線部）を追加

ニ 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したものの額

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉、災害救援への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

2. 東日本大震災で新設された認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度について、自治体からの条例個別指定（4号指定）を受ければ適用するなど適用拡充を行い、適用期限も5年間延長すること

（所得税・個人住民税・法人税）

- 東日本大震災の被災地で復興活動を行う NPO 法人について、自治体からの地方税における寄附控除における条例個別指定（4号指定）を受けていれば、法人税法37条第3項2号ロの指定寄附金対象とするよう財務省告示を改正する
- 現行の認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度の適用対象を、助成活動など間接的な支援活動を行う法人へも拡充し、適用期限（現行：H25年末まで）を5年間延長する

【理由】

東日本大震災の被災地各県では、復興に向けた被災者中心の NPO 法人設立が相次いでいます。これら復興を担う団体の有力な財源は、個人の寄附金や企業からの助成金であり、寄附税制の対象となるかが重要となってきます。しかし、現行の認定 NPO 法人制度では、「初回の実績判定期間は2事業年度」であり、最短でも1年以上かつ2事業年度分の活動実績が必須です。このため、震災を機に設立された NPO 法人が認定申請できるのは、多くの場合2013年4月以降となります。これでは、寄附集めを十分に行えず、復興が遅れる一因とも成りかねません。

最終的には認定・仮認定 NPO 法人の取得を目指すとしても、取得までの1年半～2年間を繋ぐ意味で、指定寄附金による支援が必要です。新寄附税制で導入していただいた、**条例による個別指定を受けた NPO 法人向け個人住民税寄附金税額控除の仕組み（通称：4号指定）**を活用すれば、一定の信頼性や公正性を担保しながら、対象を拡充することが可能となります。また、いわゆる助成型の団体（被災地の団体へ助成を行う団体）が対象外である点や、復興は非常に長期に渡ることから、平成25年12月末までとなっている**適用期限の延長も必要**です。

被災者が自らによる復興活動を支援するためにも、ぜひ上記のような、制度の適用拡充と期限延長の実現をお願いいたします。

【参考】現状の指定寄附金制度との比較 ※下線分が要望点

	【現状】認定 NPO 法人向け指定寄附金制度	【要望】現行制度の適用拡充・延長
対象	新旧認定 NPO 法人と仮認定 NPO 法人	新旧認定 NPO 法人と仮認定 NPO 法人 +条例個別指定を受けた NPO 法人
	直接支援活動を行う団体限定	直接支援活動団体 +助成など間接支援活動を行う団体も対象に
手続	国税局長または所轄庁の確認を経て、適用	同左
期限	平成25年12月31日まで	平成30年12月31日まで
備考	指定寄附金対象となるには、「認定・仮認定 NPO 法人」（2事業年度）が前提	設立後間もない NPO 法人であっても、指定寄附金で寄附税制が活用可能

● 寄附税制の拡充

3. 寄附金控除において年末調整での適用を認め、適用下限額（現行：2千円）を撤廃するなど個人向け寄附税制をより一層拡充すること

（所得税・個人住民税・法人税）

- 給与所得者が年末調整で寄附金控除を行えるようにする
- 所得税・個人住民税における寄附金控除適用下限額（現行：2千円）を撤廃する
- 所得税において、寄附金の5年間にわたる繰り越し控除制度を導入する

- 所得税・個人住民税における寄附金控除適用上限額（現行：所得税は所得金額の40％／個人住民税は所得金額の30％）を引き上げる
- 健康保険料等の算出に寄附金控除を反映させた「課税所得」を用いることとする

【理由】

東日本大震災支援においても、非常に多くの国民が義援金や活動支援金の寄附を行っています。しかし、現在は寄附金控除を受けるためには、給与所得者（サラリーマン）であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。少額寄附を対象外とする適用下限額（足切り金額、現行：2千円）も、税額控除制度導入を受けて、撤廃するべきです。さらに、控除上限額（現行：所得税は所得金額の40％／個人住民税は所得金額の30％）も引き上げる必要があります。

また、現行の方式では、年度末（年末）になって所得が確定してから、やっと寄附金控除の限度額が分かる仕組みとなっています。このため、年度末（年末）にならないと安心して寄附できなくなっています。一方、米国では5年間の繰り越し控除が認められています。より実効性の高い寄附金控除制度に向けて、上記項目の実現をお願いいたします。

加えて、現行の健康保険制度においては、保険料の計算根拠には「課税所得金額」ではなく「(賦課のもととなる) 所得金額」が採用されています。給与所得者の場合、一律33万円の基礎控除があるものの、所得税における寄附金控除が考慮されず保険料が計算されてしまいます。このため、所得の大半を寄附した際などは、翌年度に実態と合わない多額の保険料を納付しなければいけません。ぜひとも、上記のような改善をお願いいたします。

4. 法人寄附金の損金算入限度額を所得の10%までに引き上げ、現物寄附は全額損金算入可能にするなど法人向け寄附税制をより一層拡充すること

(法人税)

- 法人寄附金の損金算入限度額を所得金額の10%へ引き上げる（または、法人寄附金に対する税額控除制度を創設する）
- 認定NPO法人等に対する法人の現物寄附は全額損金算入を可能にする
- 法人税において、寄附金の5年間にわたる繰り越し控除制度を導入する

【理由】

最近では「寄附付き商品・サービス（商品価格の数%をNPOなどに寄附するもの）」や企業によるNPOへの助成・寄附も盛んになってきています。しかし、企業等からNPOに対する寄附税制は、特に中小企業の場合、損金算入限度額に問題があります。例えば、資本金1000万円の中小企業が、年間100万円の利益全額を認定NPO法人に寄附したとしても、5万円しか損金算入できません。その結果、決算が損益0となっても30万円近い税金（実効税率30%と仮定）を納付しなければなりません。

また、現在の税法では、自社製品などの現物寄附に課題があり、認定NPO法人に寄附をした場合でも、損金算入限度額の枠内でしか損金として扱えません。一方で、法人税法基本通達にて、不特定／多数の被災者支援への提供は全額損金算入が可能です。また、企業の棚卸資産を廃棄した場合は、全額損金として扱えます。

企業としては、売れ残り在庫等を廃棄した方が、寄付するより有利というおかしな状況が起こっています。

また、現行の方式では、年度末（年末）になって所得が確定してから、やっと寄附金控除の限度額や損金算入の限度額が分かる仕組みとなっています。このため、年度末（年末）にならないと安心して寄附できなくなっています。一方、米国では5年間の繰り越し控除が認められています。より実効性の高い寄附金控除制度に向けて、上記項目の実現をお願いいたします。

民間が民間を支える仕組みをより促進し、日本の寄附文化を大きく発展させるためにも、上記項目をお願いいたします。

【参考】現行と要望実現後の寄附金特別損金算入枠の比較

	【現行】現状の特別損金算入枠	【要望】特別損金算入枠の拡充
算式	$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$	$\text{資本金等の額} \times 10\% + \text{所得金額} \times 10\%$
上限額実例※	5万円	110万円

※資本金1000万円、所得100万円の中小企業の場合

● 認定 NPO 法人制度の改善

5. 改正 NPO 法に基づく、新しい認定 NPO 法人制度において、仮認定申請の経過措置を3年間延長する他、運用の改善を行うこと

(所得税・個人住民税・法人税・相続税)

- 仮認定申請の経過措置の適用期限（現行：平成26年度末まで）を3年間延長する
- 事業報告書等提出については、少なくとも今回の改正の経過期間（3年）では、柔軟な運用を行い、やむを得ない一定期間の遅れは要件に抵触しないことを明確化する
- 法令違反については、「行政庁から法令に基づく改善命令等を受けた事実がある」「登記法令に基づく過料が科せられた事実がある」等、明確に定義付けを行う
- 「資産の総額」の登記義務は、公益社団・財団法人や一般社団・財団法人では登記事項から削除されているため、NPO法人でも登記事項から削除する

【理由】

改正 NPO 法に基づき、所轄庁（都道府県・政令市）による新しい認定 NPO 法人制度がスタートしました。各地での評価も高く、今回の改正を機に、多くの NPO 法人が認定を目指して動き出しております。一方で、政府や所轄庁にも尽力していただいておりますが、制度改正の周知・広報が充分に行きとどいていないのが現状です。情報提供が遅れたため、長年活動している団体の中には準備が間に合わず、せっかくの「仮認定」を活用できないという事例が出始めています。

また、認定基準の内、特に基準6（事業報告書等の提出）や基準7（法令違反等が無い）について、所轄庁が国税庁以上に厳しい運用を行い始めるなどの影響もあり、このままではせっかくの大改正が台無しになりかねません。長年、社会貢献を頑張ってきた団体を救済するためにも、ぜひ上記項目の実現をお願いいたします。

● NPO 法人税制の改善

6. 消費税の増税にあたっては、NPO 法人に十分な配慮を行うこと

(消費税・地方消費税)

- 認定 NPO 法人によるフリースクール等も非課税取引とするなどの対象拡充を行う
- 「特定収入に係る仕入税額控除の特例」で、適用免除条件（免税事業者・簡易課税適用・特定収入割合が5%以下）について、特定収入割合を50%以下に緩和する等の改善を行う
- その他、増税に際しては NPO 法人への適切な対応を行う

【理由】

非営利の社会貢献活動を行うNPO法人であっても、消費税については、企業や個人事業者などと同様に、課税対象取引を行えば納税義務が課せられております。

一方で、NPO法人の受益者は社会的弱者や生活困窮者であることが多く、それらの財やサービスは無償・廉価で提供されております。消費税分を価格に転嫁するのは困難です。また、現状で非課税取引と手当てされている事業の中には、フリースクール等にはその適用がなく、学校法人等だけに認められているものなど、NPO法人が適用対象外となっているものも存在します。

同時に、法人税同様で消費税等の税務申告書やそれに関する添付書類を作成することが、特に小規模のNPO法人にとって、財政面や人的面から大きな負担となっております。とりわけ、寄附金や行政の補助金などの「特定収入」が5%を超えると適用される「特定収入に係る仕入税額控除の特例」は、税理士など専門家も敬遠する程に要件が難解で、複雑な計算が求められております。さらに、本特例により、寄附金を集めれば集める程、特定収入の割合が増加し、消費税の納税額が大きくなるという問題も発生しております。

第180回通常国会にて、消費税増税法案が審議されているところではありますが、地域で助け合い・支え合いの社会貢献活動に取り組んでいるNPO法人の活動促進のために、ぜひ、上記項目の実現をお願いいたします。

※「非課税取引」と「特定収入に係る仕入税額控除の特例」については末尾参考資料もご参照ください。

7. 「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

(法人税)

- 寄附された不用品のチャリティバザー、寄付された書き損じ年賀はがきや未使用切手・商品券等の換金など、実質的に寄附物品の換金とみなせるもので、特定非営利活動に使用した場合は、回数・日数に関わらず収益事業に該当しないものとする
- 税法上の収益事業の定義を厳密にした上で、明確化する

【理由】

現在、NPO法人は税法上の収益事業を行った場合、所得に法人税が課税されます。収益事業は「列挙された34業種に該当し、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されていますが、曖昧で分かりづらい上にNPO法人側に厳しく規定されています。

「地域福祉のため、年6回開催されるチャリティバザー」や「音楽家を招いて開催したチ

ャリティコンサート」、「海外支援のための書き損じハガキの収集・換金」に課税されているのが現状です。人々の善意を基にして得た活動資金が、税務負担で減少し NPO 法人の資金難に拍車をかけています。ぜひとも、上記項目の実現をお願いいたします。

● その他の寄附税制の拡充等

8. 認定 NPO 法人への不動産等の寄附は、みなし譲渡所得課税を自動的に適用除外とすること

(所得税)

- 認定 NPO 法人も「みなし譲渡所得の非課税」の適用対象であることを明示し、煩雑な手続きなしに自動的に適用されるものとする

【理由】

現在、みなし譲渡所得課税の適用除外は、公益社団・財団法人や特定一般法人（非営利型）は明示的に認められていますが、認定 NPO 法人は明確ではありません。また、実際の適用には厳しい要件のクリアと煩雑な手続きが必要です。認定 NPO 法人の中には、ナショナルトラスト活動やホームレス・DV 被害者支援施設の設定活動など不動産や建物の寄附が、非常に重要となる団体も多くなっています。少子高齢社会においては、不動産の相続と共に、不動産の寄附も増加が確実です。ぜひ、上記項目の実現をお願いいたします。

9. 寄附した相続財産の特例について、適用取消時の課税先を寄附先法人とすること

(相続税)

- 寄附した相続財産の特例について、適用除外時の相続税課税を寄附先法人へ変更する

【理由】

現在、認定 NPO 法人等に相続財産や遺贈により取得した財産を寄附した場合、寄附した財産について相続税の課税対象外とする優遇税制があります。この寄附促進税制の後押しもあり、徐々に認定 NPO 法人へも数百万～数億円 of 相続財産の寄附が寄せられ始めております。

一方で、相続税の優遇税制には認定 NPO 法人が認定取消・失効した場合や寄附された財産を 2 年以内に特定非営利活動事業に使用していない際に、適用除外となり特例が取り消される規定があります。適用除外時は、相続財産は寄附されているのにも関わらず、寄附者に多額の相続税が事後的に課せられることとなります。認定 NPO 法人側の責任であるのにも関わらず、寄附者に多額の納税義務が生じることとなり、これでは安心して相続財産の寄附を行うことができません。こうした状況を改善するため、ぜひ上記項目の実現をお願いいたします。

10. 受取利子・配当等の源泉税は、公益社団・財団法人と同様に非課税とすること

(所得税)

- 認定 NPO 法人の受取利子・配当等の源泉所得税は、非課税とする

【理由】

受取利子、配当等の源泉税については、公益社団・財団法人では非課税とされているのに対し、認定 NPO 法人では課税とされています。制度的に不公正な状況を考慮し、ぜひ下記項目の実現をお願いいたします。

11. 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）税制の拡充を行うこと

(所得税)

- 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）の普及に向けて、現行の金銭だけでなく有価証券や不動産等も対象とするなどの対象拡充を行う
- 公益信託制度を見直し、市民の社会貢献活動を促進できるような実効性のある制度へ改正する

【理由】

今後加速する少子高齢社会では、信託制度を活用した寄附や助成など社会貢献の促進が重要になってきます。新寄附税制にて、特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）を実現していただきましたが、先行している米国と比較して、対象が金銭のみで有価証券や不動産が活用できないなどの課題があります。個人金融資産を、NPOへの助成や寄附といった社会貢献に活用するためにも、ぜひ、上記項目の実現をお願いいたします。

12. 地方税においては、用途により不動産取得税・固定資産税は非課税とすること

(不動産取得税・固定資産税)

- 用途により NPO 法人の不動産取得税・固定資産税は非課税とする

【理由】

現在の地方税法では、公益社団・財団法人や社会福祉法人、一般社団・財団法人などには、不動産の用途に応じて不動産取得税の非課税措置が設けられています。また、固定資産税においても、これら法人には同様の非課税措置が設けられています。しかし、NPO 法人に対しては、公益法人等に認められている両税の非課税措置が、認められておりません。NPO 法人の中には、保健・福祉や社会教育、環境保全など土地・建物の取得が活動発展の鍵となる分野も少なくありません。ぜひ、上記項目の実現をお願いいたします。